

文京区障害者地域自立支援協議会

# 障害者地域自立支援協議会の意義

東洋大学社会学部 高山直樹

# 障害者自立支援法の目指すもの

(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄))

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 障害者自立支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、平成18年4月に施行された。
- 共生社会の実現をより確かなものとするためには、子どもの頃から、障害の有無にかかわらず、共に遊び・学び・暮らす環境を整備していくことが重要。



障害者の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援事業の充実が不可欠であり、その中核的役割をなす自立支援協議会を強化する必要がある。

# 障害者自立支援法 (市町村の地域生活支援事業)

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業



# 障害者自立支援法施行規則

## 第65条の10

障害者自立支援法第77条第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

# 地域自立支援協議会とは

「簡単にいうと、障害のある人もない人もどうすれば、地域で暮らし続けられるか、ということをついいろいろな立場の人が集まって、真剣に論議していく場である。また、そこで出てきた課題について、どう解決していくかを模索していく仕組みである。」(西宮市地域自立支援協議会運営委員会会長 玉木幸則)

# 地域自立支援協議会の運営の視点

障害者等の地域生活を支援するためには、共通の目的に向け、情報を共有して具体的に協働することが必要であり、顔の見える信頼関係関係が必要です。それは行政の縦割り構造や3障害のタコつぼ化から脱却する横の関係（ネットワーク）を作る必要があります、その中核をなす地域自立支援協議会が重要となります。

# 地域自立支援協議会の機能

## 情報機能

- ・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

## 調整機能

- ・地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

## 開発機能

- ・地域の社会資源の開発、改善

## 教育機能

- ・構成員の資質向上の場として活用

## 権利擁護機能

- ・権利擁護に関する取り組みを展開する

## 評価機能

- ・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用



# 課題解決のプロセス

地域自立支援協議会（市町または圏域設置）



- ・障害福祉推進計画へ反映
- ・市町の制度作りに反映
- ・地域づくりに反映

東京都自立支援連絡協議会（都設置）



- ・都障害福祉推進計画へ反映
- ・都の施策へ反映（広域的専門的支援含む）

厚生労働省・国会等



- ・障害者自立支援法から障がい者総合福祉サービス法の制定に向けて
- ・社会保障としての見直し

「障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会」



## 個別支援会議と地域自立支援協議会の有機的関係

- 個別支援会議(ケア会議): 必要に応じて、関係機関に呼びかけ、本人中心のケアマネジメントを展開する。
  - ・ニーズの確認・目指す生活のイメージ
  - ・サービスの調整・サービス基盤の把握
- 構成モデル: 本人、家族、居宅介護事業者、デイサービス、MSW、障害福祉課CW、保健師、支援センターCO等
- 地域自立支援協議会(社会資源の改善及び開発)
  - ・地域社会資源の把握、地域の社会資源の連携づくり
  - ・必要な支援の仕組みづくり、社会的活動の創造
  - ・障害者、障害者団体への働きかけ、地域住民への働きかけ
  - ・行政機関、関係機関等への新たなサービスの提言

## 西宮市地域自立支援協議会の取り組み

- 2006年度より、障害者あんしん相談窓口連絡会で検討を開始
- 2007年5月  
西宮市地域自立支援協議会準備会設置
- 2007年10月  
西宮市地域自立支援協議会設置

# 西宮市地域自立支援協議会運営体制

- 運営体制

運営委員会と事務局会議

運営委員会（奇数月第1火曜日10時～12時）

市行政、各部会長、障害者あんしん相談窓口

- 事務局会議（第3火曜日10時～12時）

会長副会長、障害福祉課健康増進課、健康福祉計画課



# 各部会の取り組み

- しごと部会：就労支援ネットワークの構築について  
雇用促進策について  
作業工賃のアップについて  
就労支援センターの機能検討
- こども部会：関係機関のネットワークの構築について  
ライフステージに応じた支援体制について  
課題別の分科会設定
- くらし部会：施設入所者等の地域移行について  
サービス等の供給体制について  
地域との連携について  
自立生活に向けた住宅確保について  
事業者連絡会の設立など

# 取り組み成果(1)

- 障害福祉施策推進懇談会
- 市民(障害者団体、関係機関等)が参加し、障害福祉施策などに関する意見交換および部会や障害福祉推進計画策定委員会等に対して、障害者を取り巻く課題についての提言や提案を行っていく
- 権利擁護委員会の設置(2009年4月)  
各部会や障害福祉施策推進懇談会で議論されている様々な課題のなかで、共通している権利擁護支援のありようについて、課題を整理し、施策につなげていく
- 2009年11月より障害者相談支援事業所と地域包括支援センターを中心とした「事例検討」を重ねるなかで、地域における自立支援を高めていくきっかけとする
- 西宮市に対する報告会  
西宮市地域自立支援協議会で論議している内容について、その中でも特に緊急性の高い課題については、具体的な提案内容も含めて、報告書をまとめた上で、西宮市健康福祉局をはじめ、関係部局に対して報告を行っていき、障害福祉施策等に反映できるようにしていく

# 取り組み成果(2)

- **障害者あんしん相談窓口連絡会**  
支援費制度がスタートするにあたって2002年10月より始まった、相談支援事業者連絡会
- **障害福祉サービス等評価調整会議**  
サービス等支給に関するガイドラインの監視を行う第三者機関
- **障害福祉推進計画策定委員会(推進会議)**  
計画づくりに反映させていく必要性・・・課題の整理と実行力  
第2期西宮市障害福祉計画に明文化  
「地域自立支援協議会・・・(中略)地域の課題に対してより具体的な協議・検討を進め、今後の施策に反映していきます。」
- **その他の福祉計画策定委員会**  
こどもからお年寄りまで含めた総合まちづくり計画へ



# 取り組み成果(3)

- 事業者交流会の実施
  - 居宅事業所交流会地域包括支援センターとの事例検討会
  - グループホーム・ケアホームの職員交流会
  - 入所施設管理者との意見交換会
  - 障害者あんしん窓口と地域包括支援センターとのケース検討会
- 障害者自立支援制度セミナーにおける経過報告会
- 入所施設、精神科病院、グループホーム(障害、高齢) 見学会
- 障害福祉施策推進懇談会の設置
- 障害福祉推進計画策定委員会および地域福祉計画策定委員会に委員参加
- 西宮市に対する活動報告会および施策提言
  - 2009年10月西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」が設置
  - 2010年1月サポートファイル(みやっ子ファイル)施行事業開始

# 今後の課題

- 地域自立支援協議会の核となる当事者エンパワメント委員会(仮称)の設置
- 障害種別を超えた障害当事者のネットワークの構築
- 課題に応じた部会の増設
  - まちづくり部会あんぜん(防災)部会
  - 地域生活移行部会など少しずつ増殖していくしくみに…
- いろいろな人の参画をめざす
  - 当事者や福祉関係者以外の参画をすすめていきたい
  - 商店会、自治会、学校、消防、警察、子ども等
- すべての人が地域で暮らしていけるしくみづくり